

TRIPs後の知的財産法の展開 -- アジア諸国を中心に (特集 グローバルなルール形成と開発途上国)

著者	木棚 照一
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	132
ページ	8-11
発行年	2006-09
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00005399

特集／グローバルなルール形成と開発途上国

TRIPS後の知的財産法の展開ーアジア諸国を中心に

木棚照一

知的財産権は、国際的保護を定める統一私法が最も早くから成立した分野といわれる。一八八三年の「工業所有権の保護に関するパリ条約」（以下、パリ条約）や一八八六年の「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（以下、ベルヌ条約）とその改正条約はこのような条約の例である。一九世紀の知的財産条約の成立と発展は、当時における交通通信手段の発達に伴うものであり、とりわけ万国博覧会の開催や万国郵便同盟の成立などに端を発したものであった。これらの条約は、内国民待遇という外国人法上の原則を中心とした緩やかな統一法であり、違反に対して制裁を課し、条約の正しい解釈を示す制度を持たなかった。改正に関する外交会議も全員一致を原則とし、改正条約に加盟するかどうかはそれぞれの国の自由とされた。

一九九〇年代以降の知的財産法の展開は、WTO成立と付属協定である知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下、TRIPS協定）の発効によって特徴づけられる。同協定は、直接的には、不正商品の氾濫を排除しようとする米国を中心とする先進諸国の攻勢を背景に、一九八六年一月から開始されたGATTウルグアイ・ラウンド交渉の結果成立したものである。TRIPS協定は、東西の壁の崩壊に象徴される旧社会主義国家の市場経済への参加を含む急速なグローバル化、インターネットとデジタル技術の進歩と普及、バイオテクノロジー、ビジネス方法特許、グラフィックデザインなどの新しい技術の創造に対する知的財産権保護の必要性に対応しようとしたものであり、伝統的な条約改正会議の停滞や伝統的な条約の枠内で捉えきれない問題の発生などに対処しようとするものであった。

しかしながら、通商条約によって知的財産権の保護を進展させようとすると、通商政策の対立が直接に知的財産権に関する法的政策的対立に持ち込まれる危険性もあった。また、通商条約は、原則として加盟国に国内法の立法義務を課すだけでなく、伝統的な知的財産条約のように直接私人間に適用される性質を持つ規定を含まないと見るのが従来の通説的見解であった。それだけに、TRIPS協定のもとでの知的財産法の展開を見るには、協定の規定を見るだけでは不十分であり、各国における国内法の規定、制度的保障や実行を個別にみていく必要がある。このような理由から、本稿では、筆者が行った中国、韓国、シンガポールのTRIPS協定の知的財産権の保護水準と実効的行使に関する主要な規定の調査にもとづき、TRIPS協定で何が実現され、何が残されたかを見ていきたい。同時に、各国の国内法の検討を通じて国際ルール形成の課題を抽出したい。

● 開発途上国の知的財産法の課題 ーTRIPS協定前の状況

一九七〇年代から一九八〇年代前半においては、南北格差を解消するために途上国の主張にもとづき、UNCTADを中心として、多国籍企業等の知的財産権の濫用に関する問題点が採り上げられた。たとえばこの時期の活動的メンバーであったラテン・アメリカ諸国の特許法改正の特徴は、①実施契約に対する国家的統制、②特許性の制限、③保護期間の短縮化、④強制実施に関する規定の厳格な適用の四点にあった。



特集／グローバルなルール形成と開発途上国

輸入独占権の否認をはじめとする国内法による特許権の効力の縮減ないし排除は、多国籍企業の活動の規制、とりわけ、特許権を利用した各国市場の分断など権利の濫用の行使を制限する効果を持つ。しかし、このような改正は、これらの国への技術の移転や投資の意欲を減退させ、技術的後進性を固定化させる危険性を有していた。

UNCTADの要請を受け入れた一九七四年九月のWIPO調整委員会の決定を受けて、一九八〇年のパリ条約の第九回の改正会議では開発途上国に対する特別の利益をもたらすための追加規定の検討が行われた。そこでは、主として、①特許の不実施に対する制裁措置を強化すべきか、②製法特許の保護範囲に関して、外国で製法特許に従って製造された製品の輸入を阻止する権利の場合によって制限してよいものとするか、③優先権を認める要件としての社会主義国の発明者証に特許と同様な地位を与えてよいか、④原産地名称と抵触する商標の使用を禁止できるものとし、潜在的な原産地名称に特別の保護を与えるか、の四点について対立した。この会議では、従来の改正会議とは異なって、各加盟国が交渉主体となるのではなく、開発途上国、先進工業国、社会主義国の各グループが交渉主体となり、グループ内やグループ間の利害の対立が調整できず、外交会議再開の目途が立たなかった。そのような状況の中で、一九八〇年代における米国の知的財産権強化

政策の国際的展開と関連して、GAITワルグアイ・ラウンドに知的財産権の問題が持ち込まれるようになった。

八年以上のラウンド協議の中で、当初の知的財産権侵害製品に対する保護強化から知的財産権の「取得可能性、範囲、使用に関する適当な規程および原則」の制定とその「行使のための効果的かつ適切な手段の提供」に重心が移されていった。そこでは、伝統的な条約の改正会議では認められることがなかった先進国側の主張を容れ、デジタル技術、バイオテクノロジーなどの新たな技術の進歩に対応した規定が挿入されたが、他方では、消尽（六条）、目的（七条）、原則（八条）などをはじめ解釈の余地の広い、あいまいな規定が含まれている。

●アジア諸国におけるTRIPs協定後の知的財産法制の変化

それでは、各国は、TRIPs協定や他の国際的規範をどのようどの程度国内法に継受しているのだろうか。各国の知的財産法の内容については紙面の制約があり詳細に立ち入ることはできないが、ここでは特徴として次の三点を指摘しておく。

第一に、TRIPs協定によって実現した保護対象の拡大、医薬品など特に現代における新しい技術との関連性、権利の保護期間・保護要件・効力の制限などに着目すると、少なくとも中国、シンガポール、タイの三方国では、TRIPs協定に適合し

て知的財産保護のための法整備、制度整備がほぼ終わっていることが確認できる。たとえば、中国は、二〇〇一年二月のWTO加盟に伴い、TRIPs協定、パリ条約、ベルヌ条約を遵守する義務が生じ、そのための知的財産法制の整備が二〇〇〇年から二〇〇一年にかけて特許法、著作権、商標法の「第二次改正」によって行われた。シンガポール、タイでも一九九〇年代にTRIPsに対応した法改正が進められた。ただし、規定を個別に見ると、TRIPs協定の要件を満たしていないのではないかと疑われる規定が残る点は留意されるべきであろう。たとえば、タイの商標法六三条は、不使用取消制度を規定し、利害関係人または登記官が、商標所有者が登録当時その商標を使用する善意の意図がなく、実際にその商標を使用することが全くないという事実を証明できるときは、商標の登録取消を商標委員会に申し立てることができるものとする。少なくともこの点については、TRIPs協定一九九一年一項一文の要件を満たしていない。同様に、タイ特許法四六条の強制実施の要件は、TRIPs協定三二条の要件を満たさないように思われるが、実際上この規定が発動されたことは殆どないようである。

いずれにしても各国の知的財産法に一九七〇年代にラテンアメリカ諸国で見られたような特徴は見られない。また、中国、タイにおいては、法改正によって実用新案に

よる小発明の保護が見直され、より利用しやすいものとなった。TRIPS協定の枠内でそれぞれの国における産業や文化の発展に貢献するような知的財産法のあり方を探る姿勢であると言えよう。

第二に、知的財産保護の実現のための制度環境が整えられたことがある。たとえば、二〇〇一年のシンガポール知的財産局の整備など知的財産権に関する監督官庁の権限や審査官の増員など実行体制の強化が行われた。また、タイにおける知的財産及び国際取引裁判所の設置は司法手続の整備が行われた例である。

これらの国に共通して見られる特徴として、知的財産侵害に関する刑事手続との関連で被害者の積極的役割を期待できる制度を定めている点が指摘できる。中国においては、附帯民事訴訟の制度があり、犯罪の被害者が刑事事件に附帯して裁判の費用を納付することなく損害賠償請求訴訟を提起することができるようになっていた。シンガポールでも商標権と著作権の侵害罪については、権利者が司法長官の許可を得て侵害者を訴追できることになっている。タイにおいては、知的財産侵害に科せられる罰金の半額が権利者に支払われる制度がある。これらの制度は知的財産権に関する意識を社会に定着させるために重要な役割を果たすことが期待されている。

中国では、従来の伝統的な法理への挑戦とみられる規定を含むため、このような規

定による救済が現実には実効性を持って行われるかどうか見守っていく必要がある。特に、司法制度への信頼性が低く、裁量の余地の広い行政上の救済が利用されることが多いことも関連して不透明な部分が残る。第三に、TRIPS協定で明確な規律が必ずしも定められなかった問題、たとえば、知的財産権にかかわる製品の並行輸入に関する問題（六条）とワインと蒸留酒についてのみ強い保護を規定した地理的表示（二三条）について各国で対応が見られる。この点について項を改めて見てみよう。

●国際消尽と並行輸入

一定の要件のもとで知的財産権の効力が当該の権利に係わる製品に及ばなくなることを消尽という。知財製品の並行輸入に関して、外国で製品が適法に拡布された場合にも国内で拡布された場合と類似の要件で消尽を認める見解を国際消尽論という。国際消尽の問題は、TRIPS協定が曖昧なまま将来に残した課題である。

知的財産に係わる製品の並行輸入については、シンガポールとタイは明文で国際消尽論を認め、並行輸入を許容している。

シンガポールでは、商標法二九条一項が並行輸入を明文上許容する。つまり、二七条の登録商標の侵害に関する規定にかかわらず、登録商標の所有者によりまたはその明示または黙示の同意に基づきシンガポール国内および国外で拡布された商品に関する

商標の使用によっては、登録商標は侵害されない、とする。これは、商標権につき国際消尽を認めたものであり、商品の並行輸入を許容しようとするシンガポール政府の一般的政策を示すものである。商標法は、製品の状態が拡布された後に変造され、損なわれ、その製品について登録商標を使用することが登録商標の識別性または評価に有害である場合にはこの規定を適用しないとする。国際消尽に関する類似の規定は、他の知的財産権についてもみられる。

タイでは、有標商品の並行輸入については、長らく対立する下級審判例があったが、二〇〇〇年のタイ最高裁判所のW H A L L事件判決で国際消尽論が採られた。この事件では、有標商品をシンガポールで購入し、商標権者の許諾なく第三者がタイに並行輸入した場合に、商標権によって阻止することができないとされた。また、特許製品の並行輸入については、一九九九年改正の特許法三六条二項七号によって国際的消尽論が採られ、特許権者が外国で特許製品の製造または販売を許諾した場合には、その特許製品の使用、販売、輸入などの特許の独占権に関する三六条一項を適用しないとした。

中国では学説上は並行輸入の問題が論じられてはいるが、並行輸入をめぐる深刻な問題は今のところ生じておらず、並行輸入を許容した判例は見られないようである。

今後、知的財産権の濫用防止に関する各



特集／グローバルなルール形成と開発途上国

国内法上の措置のひとつとして採られている国際消尽論による知財製品の並行輸入の許容が、国際的なルールづくりの場で国際規範として明確に採り入れられるべきであるという主張も生じてくるであろう。

●民間文藝・遺伝資源・地理的表示

開発途上国においては、民間文藝 (Folk art)、遺伝資源、地理的表示の保護の強化を目指す動きがみられる。中国では、民間文藝の著作物については、著作権法六条に規定されたが、具体的な保護方法を定めていない。一九九六年に一旦保護条例案が完成したが、その後棚上げにされ、二〇〇一年に作業が再開された。これは、ベルヌ条約一五條四項に基づくものであり、中国の得意領域に属するのであるから、整備を急ぐべきとの有力な意見がある。

タイでは、二〇〇三年に地理的表示法が制定され、二〇〇四年から登録が開始されている。

シンガポールでは、一九九八年に地理的表示法が制定された。同法三条二項によると、次のような行為が禁止されている。つまり、①地理的表示によって表示された場所から産出していない物に関し、物の地理的原産地につき公衆を欺くような方法で地理的表示を使用する行為、②パリ条約一〇条の二の意味における不正競争行為になるような地理的表示の使用、③地理的表示に

示された場所が原産地ではないようなワインおよびスピリッツに関する地理的表示の使用、である。なお、同法制定以前においても、地理的表示につき商標登記または登録がない場合にも、地理的表示に違反する行為は、パッシング・オフとして不法行為とされてきた。

地理的表示については、ヨーロッパ諸国の主張で容れられたTRIPS協定によるワインと蒸留酒についての強い保護に加えて何らかの保護を与えるべきかどうか、そのような保護を与える範囲および要件をどのようにするか問題となっている。

●合理的な知的財産の環流システムを求めて

TRIPS協定成立の経緯からも明らかのように、この協定は、知的財産権の保護強化に向けられ、開発途上国が主張した技術の移転や普及への貢献、公衆の健康や環境保護への配慮、知的財産権の濫用的行使の防止等については、具体的な措置を規定してはいない。その点で開発途上国やこれを支援しようとするNGOの反対が強く、過去三回のWTO閣僚会議において重要な決定ができないままに終わっている。知的財産権の国際的保護を通じて知的財産権者の独占的地位の強化と開発途上国への技術移転・投資の促進を、どのように均衡を保ちながら発展させるかが課題となっている。さらなる知的財産保護に向けた国際的協

力と法的調整を構築し、推進するには、技術移転の促進と投資還流の合理的枠組みの構築の必要性が強調されなければならないであろう。この点については、現在の知的財産に関する国際条約においても十分成功していないように思われる。TRIPS協定が知的財産保護の強化に傾きすぎている点を今後どのように修正していくかという課題が残されている。この点については、TRIPS協定を一層均整のとれたものにしていくとともに、多国籍企業の行動規制に関するソフト・ローを含む国際規律を一層充実させてゆく努力が必要である。

知的財産権は、国家の行政行為または法によって付与され、または、登録、寄託される。したがって、これらの権利に関する法の調和や統一は、特許庁間の協議によるガイドラインの作成なども考えられるが、制度の基本的枠組についてはいわゆるソフト・ローになじみにくい。したがって、知的財産権の付与、登録等に関する問題や知的財産権の成立要件、内容、効力、消滅に関する問題は、どうしても条約、国内法というハード・ローによる統一が必要と考えられる。他方、技術移転のためのシステムという観点からは、知的財産権の成立、内容、効力等と異なり、契約が重要な要素となり、ソフト・ローが重要な役割を果たし得るであろう。

(きだな しょういち／早稲田大学法学部教授)